

第1 行動計画の背景と目的

1 大阪市での犬猫の現状

本市での殺処分数は減少しているが、政令指定都市の平均と比較するとまだ多く、さらなる削減のための取り組みを実施する。

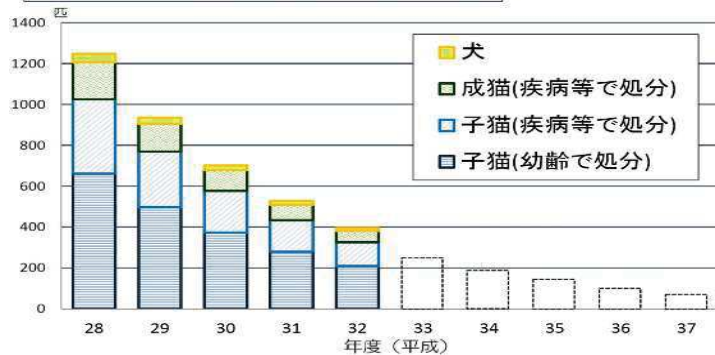
2 「理由なき殺処分ゼロ」について

治療により苦痛を長引かせたり、改善不可な凶暴性の個体以外の殺処分をなくすことを目的とする。

3 対象期間

本市が誘致を行っている日本万国博覧会開催年の2025年までの達成を目標とする。

今後の殺処分数削減の推移（イメージ）



実現のために

第3 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組

1 犬猫の殺処分の削減に向けて

- 犬の殺処分数削減のため、野犬対策及び所有者明示や終生飼養等の適正飼養啓発の徹底と返還・譲渡の推進に取り組む
- 猫の殺処分数削減のため、「所有者不明猫適正管理推進事業」の拡充と、所有者明示等の適正飼養啓発の徹底、返還・譲渡の推進に取り組む
- 取り組みを積極的に推進するため、「大阪市動物愛護管理施策推進基金（仮称）」の設立を図る

2 犬猫の収容を未然に防ぐために

- 市民全体の動物愛護に関する意識・関心高揚のため、効果的な情報発信に努める
- 子どもたちが動物愛護精神を学習する機会の充実に取り組む
- 多頭飼育崩壊を未然に防ぐ体制や避難所でのペットの受入れ体制の構築に取り組む

3 さまざまな活動主体と協働した取組み

- 職員のスキルアップや関係所属との連携強化等による組織力の向上に努める
- 地域や愛護団体、事業者、市民など、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築に取り組む

第4 具体的取組みにあたって

1 基本的な枠組み及び取組内容と取組方針

(1) 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現

- 本市が誘致を行っている日本万国博覧会開催年の2025年までの達成を目標

(2) 犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化

- 野犬対策の徹底
- 哺乳期猫譲渡推進事業の確立
- 犬猫の譲渡の推進

(3) 犬猫の適正飼養の推進

- マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討
- 猫の登録努力義務化検討

(4) 動物愛護教育の充実

- 命の大切さを学ぶ機会の増加
- 飼育体験の検討
- ふれあい事業の拡充
- 既飼育者への適正飼養啓発事業の推進

(5) 動物愛護に関する広報の充実

- 広報活動の強化
- 「ロゴマーク」の作成・活用

(6) 動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

- 動物関係（多頭飼育崩壊等）の相談連携体制構築
- 所有者不明猫対策事業（街ねこ事業・公園猫事業）の再構築

2 進捗管理

「個別項目進捗管理シート」により行い、毎年度、動物愛護推進会議への報告を行う。

(7) 動物愛護関連施設の設置

- 民間団体等が活動できる施設の検討

(8) ペットにかかる災害時対策

- 飼い主に対し、普段からの避難準備について啓発
- 避難所でのペット対策について関係所属で連携して取り組む
- 災害発生時における民間団体等との協力体制構築

(9) 動物愛護関連事業寄附金の活用

- 寄附金の効果的な活用
- 企業版ふるさと納税制度の検討

(10) 動物愛護推進員制度の再構築

- 推進員の活動内容を精査

(11) 市営住宅敷地内における猫対策

- 動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む

(12) おおさかワンニャンセンターの機能向上

- 必要な改修を計画・実行

第2 大阪市での犬猫の収容状況

1 犬の状況

殺処分数は平成元年度には4,062匹であったが、平成28年度は40匹となり、政令指定都市の平均と同程度になっている。

2 猫の状況

最も多かった平成4年度には5,863匹であったが、平成28年度には1,208匹となった。しかし、政令指定都市の平均よりも依然として多い。

3 課題

これまでの取り組みを一層推進し、新たな課題にも迅速に対応する。また、地域や愛護団体などさまざまな活動主体とも連携・協働できる体制の構築にも取り組む。